

令和3年5月25日

施設ご利用の皆さまへ

## 緊急事態宣言発出に伴う 体育施設の一部制限のお知らせ（5月25日～）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年5月23日付けで「緊急事態宣言」が発出されています。

スポーツ協会も宮古島市教育委員会の指針に則り、当会が管理運営する下記の施設を**緊急事態宣言期間**、一部制限と致します。

なお、スポーツ大会等すでに年間調整において予約が入っている大会について、開催の延期または中止が困難である場合、施設利用を認める場合があります。ただし、無観客とします。

利用者の皆さまには引き続き感染防止対策に努め、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い致します。

**【マスク着用必須】** 入場から退場まで。

**【一時的にマスクを外して良い場合】** 運動中や水分補給時。

	管理体育施設	条件等
1	総合体育館	利用できません。
2	陸上競技場	<b>20時00分まで</b> 一般での個人利用可。
	トレーニング室	利用できません。
3	会議室 (総合体育館、陸上競技場)	利用できません。
4	市民球場	利用できません。
5	前福多目的運動場	利用できません。
6	前福多目的屋内運動場	利用できません。

**※高校生以下の利用については学校部活動再開まで利用はご遠慮ください**（家族単位での利用は保護者同伴に限り利用可）。

ご利用開始につきましては、宮古島市教育委員会の指針に従って開館・開場となります。